平成30年6月15日 開会 平成30年6月22日 閉会 (定例第4回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第79号

平成30年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月25日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成30年6月15日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

学君 加藤 荊 尾 芳 之君 滝 山 克 己君 長 束 博 信君 白 川 立 真君 三 鴨 義 文君 仲 田 司 朗君 板 井 隆君 景山 浩君 細 田 元 教君 井 田 章 雄君 亀 尾 共 三君 真 壁 容 子君 秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成30年6月15日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月15日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第2号 平成29年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(サテライト拠点施設整備事業(賀野地区)建 設工事に関する変更契約の締結について)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について)
- 日程第9 議案第35号 財産の取得について
- 日程第10 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例等の一部改正について)
- 日程第11 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第12 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町一般会計補正 予算(第11号))
- 日程第13 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第14 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第15 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第16 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町病院事業会計

補正予算(第3号))

日程第17 議案第43号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について

日程第18 議案第44号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 行政報告

日程第5 諸般の報告

日程第6 報告第2号 平成29年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(サテライト拠点施設整備事業(賀野地区)建 設工事に関する変更契約の締結について)

日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

日程第9 議案第35号 財産の取得について

日程第10 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例等の一部改正について)

日程第11 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一 部改正について)

日程第12 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町一般会計補正 予算(第11号))

日程第13 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))

日程第14 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号))

日程第15 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号))

日程第16 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町病院事業会計

補正予算(第3号))

日程第17 議案第43号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について

日程第18 議案第44号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日桂第18 議案第44号 平成30年度南部町一般会計補止予算(第1号)															
出席議員(14名)															
	1番	加	藤	藤 学君			2番	2番 荊 尾 芳 之君			之君				
	3番	滝	山	克	己君	 -	4番	長	束	博	信君				
	5番	白	JII	<u> </u>	真君	 - -	6番	Ξ	鴨	義	文君				
	7番	仲	田	司	朗君	 - -	8番	板	井		隆君				
	9番	景	山		浩君	 	10番	細	田	元	教君				
	11番	井	田	章	雄君	 - -	12番	亀	尾	共	三君				
	13番	真	壁	容	子君	l i	14番	秦		伊知	印郎君				
-													_		
					欠	は保議員	(なし)								
-					久	2 員	(なし)						_		
事務局出席職員職氏名															
局長			唯		清	視君	書記					橋	田	和	美君
							書記					舩	原	美	香君
							書記・					杉	谷	元	宏君
							書記・					田	中	優	美君
-													_		
			_,				した者の耶								
***			陶、	山	清	孝君	副町長					松.	田		繁君
			永	江	多輝	手君	総務課長					大	塚	_±.	壮君
総務課課長補佐			藤	原		宰君	企画監					中	田	達	彦君

企画政策課長 …… 田村 誠君 防災監 …… 種 茂 美君

子育て支援課長		田	磨到	里子君	教育次長	板	持	照	明君
総務・学校教育課長	安	達	嘉	也君	病院事務部長	中	前	三約	己夫君
健康福祉課長	糸	田	由	起君	福祉事務所長	岡	田	光	政君
建設課長	田	子	勝	利君	産業課長	芝	田	卓	巳君
監査委員	仲	田	和	男君					

議長挨拶

○議長(秦 伊知郎君) 開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年6月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所は、2015年の国勢調査のデータに基づき、男女、年齢別の生存率、人口移動などから、2045年までの5年ごとの人口を推計しています。県の人口は、2035年に50万人を割り込み、2045年の人口は約44万8,500人、高齢化率は38.7%と推計しています。

ちなみに、南部町の人口推計は、2045年に7,129人で、2015年対比で34.9% の減となっています。移住定住化施策や少子化対策などの施策で多少の変動はあるものの、人口減少社会の到来は避けて通れません。それに対応した地域づくり、まちづくりを考えていかなければならないと思います。

さて、6月となり、梅雨の季節を迎えました。雨は農業にとっての大切な水であると同時に、生命の源です。そして、この梅雨の季節は災害の発生に備えるべき時期でもあります。5年前の平成25年には、大雨による多くの被害が発生したことは記憶に新しいと思います。常日ごろから災害への備えの大切さを肝に銘じていかなければなりません。

さて、本定例会におきましては、町政にとっての重要な議案について御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございます。町民の要望に応えるべく提出されます諸議案に対しましては慎重な審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長(陶山 清孝君) 6月議会冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成30年第4回南部町議会定例会を招集しましたところ、全議

員に御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、6月12日には、世界が見守る中、歴史的な出来事といっていい米朝首脳会談が行われました。両国の巧みな駆け引き、国益とリーダーの思惑が優先する会談結果でしたが、今後、我が国の拉致問題や安全保障問題など、重要な外交局面を迎えようとしています。

そして、昨夜からロシアワールドカップが始まり、国の威信をかけたサッカーの祭典が始まりました。全ての日程が日本時間の深夜、早朝ですので、サッカー好きの皆さんには来月16日の決勝戦まで厳しい毎日になると思われますが、居眠り運転等には十分御注意いただきますようお願い申し上げます。ロシアワールドカップを通じて、戦争のない地球社会を目指していきたいものです。

南部町では、大きな事件、事故もなく、水田の田植えが終わり、代満の泥落としに一息入れておられる時期を迎えました。金田の里にも蛍見物の皆さんが大勢来ていただき、今や県西部の初夏の風物詩となったことを大変うれしく思います。天候が不安定でございましたが、期間中の入り込み客数は1万人を超えるだろうとお聞きしています。

そして、いよいよ来月7月7日には、えんが一の富有がグランドオープンを迎えます。ここでは町内在住の女性がジェラートによる6次産業に挑戦されます。なお、ジェラートはイタリア語でアイスクリームのことだとお聞きしております。全国から南部町産の農産物をふんだんに使ったこの絶品ジェラートを食べに来ていただき、農業活性化の起爆剤になることを期待しているところでございます。

次に、3月議会以降の事件、事故について申し上げます。この間、火災が4件発生いたしました。全て田んぼの桁焼きが燃え広がったことによる火災でございました。4件の火災で、南部町消防団の延べ154人の団員が西部広域消防と連携をとり、幸いにもけが人等の発生もなく、被害を最小限に食いとめることができました。町民の皆様には火の取り扱いに十分注意いただきますようお願いいたします。

次に、人口動態について御報告いたします。 3月1日から5月末の間に出生された方は27人、お亡くなりになった方は41人でした。御冥福をお祈りしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念申し上げます。 5月末現在の人口は、1万959人でございました。高齢化率は35. 40%、5月末現在の今年度の出生者は20人と、例年より少し多目に推移してるところでございます。

本議会におきましては、平成30年度一般会計補正予算など10議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全

議案とも御賛同いただきまして御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたしま す。よろしくお願いいたします。

午後1時00分開会

○議長(秦 伊知郎君) ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(秦 伊知郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、滝山克己君、4番、長束博信君。

日程第2 会期の決定

○議長(秦 伊知郎君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 行政報告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、陶山清孝君。

○町長(陶山 清孝君) それでは、これまでの間の行政報告を行います。 3 点ございます。 まず 1 点目は、和喜輸送株式会社と防災協定の調印を行ったことについて御報告いたします。 4月25日、法勝寺庁舎におきまして、和喜輸送株式会社、渡邊峰行代表取締役社長に東京本社からおいでいただき、防災協定書に調印いただきました。協定の概要は、大規模災害時に同社倉庫を支援物資拠点としてお借りし、支援物資の保管、避難所への配送業務などに協力いただくことになりました。物流の専門家の力をかりることで、避難住民への支援がスピーディーで確実なものになると期待してるところでございます。

2点目は、株式会社鶴見製作所の進出に伴う調印についての御報告をいたします。5月7日、知事公邸において、株式会社鶴見製作所、鳥取県、米子市、南部町との間で協定書に調印を行いました。株式会社鶴見製作所は、2020年東京五輪・パラリンピックのカヌースラローム会場で水流をつくるための大型ポンプなどを製造するポンプメーカーでございます。今回の計画では、米子工場で大型水中ボンプの製造を行い、南部町には研究施設を新たに建設されます。南部町の研究施設には約3億5,000万円を投資され、国産初の砂型積層造形装置、これは砂を使った3次元プリンターでございますが、これを導入し、ポンプの主要部品の鋳型の製造についての研究をされるように計画されております。米子工場は6月から、南部町研究施設は11月に操業開始をする予定でございます。このたびの計画により、米子工場で10名、南部町研究施設で5名の雇用が予定されて、産業の活力創造、雇用につながります。オリンピックの効果が我が南部町にも経済効果としてあらわれてくるということで、大いに歓迎したいと思います。

3点目、江崎グリコ株式会社に訪問をいたしましたので、この点について報告いたします。5月18日、鳥取グリコ、臼井社長のお計らいで、秦議長にも同行いただき、大阪梅田にあります江崎グリコ本社において江崎勝久社長に表敬訪問を行いました。訪問の目的は、43年間にわたる誘致企業としての町内生産活動にお礼を申し上げ、今後さらなる連携強化をお願いしてまいりました。特に富有柿のPRを行い、グリコの御当地商品についての検討案などを意見交換してまいりました。江崎社長御自身もタイのスーパーに富有柿が高値で並んでいることを知っておられ、積極的な意見交換になりました。また、企業のメンタルヘルス対策の状況をお聞きし、本町での緑水湖周辺の環境、西伯病院やいくらの郷との連携により、企業の福利厚生場所としての受け入れも可能であることもお話した次第です。当初、訪問時間を30分で予定しておりましたが、話が盛り上がり、終わってみれば1時間を経過しており、有意義な懇談をさせていただきました。以上、行政報告といたします。

日程第5 諸般の報告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

西部町村議会議長会連絡会についてであります。平成30年3月29日、西部町村会事務局に おいて開催されました。

連絡会の議題といたしまして、平成30年度全国正副議長研修会参加について、これは5月の28日から29日の2日間で行われています。後ほど井田副議長のほうから報告をしていただきます。よろしくお願いいたします。

2番目に、平成30年度本会事業の具体化についてでありますが、1番目に、行政調査の研修、 これは8月27日から29日に行われます。鹿児島県の南九州市頴娃町、大崎町の視察であります。

3番目に、議員研修会。これは8月21日、会場は江府町であります。講師に一般社団法人ノオト代表理事、金野幸雄さんを招いての研修会であります。

次に、正副議長・局長研修会。これは7月12日に、会場は日南町。内容は、議会運営の事例 研究等であります。以上、報告を終わります。

次に、議員からの報告を受けます。

議会改革調査特別委員会からの報告をお願いします。

議会改革調査特別委員会委員長、板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長(板井 隆君) 議会改革調査特別委員会委員長の板井です。 3月定例議会以降、4月25日と5月15日、2回の議会改革調査特別委員会を開催しましたので、報告をいたします。対象議員は14人全員です。

内容については、「住民の声をきく会」と「青年議会」の開催について詳細な部分を話し合い、 検討いたしました。

「住民の声をきく会」については、昨年同様の流れで進めていくことを全員一致で決定され、 既になんぶSANチャンネルで秦議長より住民の皆さんへの参加を呼びかけていただいております。

開催は、今月30日、土曜日が天萬庁舎3階のまんてんホールで、翌日7月1日、日曜日は法勝寺のプラザ西伯で、いずれも7時から開催いたします。もう一度繰り返します。「住民の声をきく会」、今月の30日、土曜日が天萬庁舎3階のまんてんホールで、翌日7月1日、日曜日は法勝寺のプラザ西伯で、いずれも午後7時から開催します。少しでも多くの方に参加をいただき、住民皆様の行政、また議会への声を聞かせていただければと、議員一同、心からお待ちをいたしております。どうぞよろしくお願いをいたします。

また、「青年議会」の開催については、青年議会の本会議開催を来年、平成31年2月の10日、日曜日に開催することを決めました。それまでに青年議会への委嘱状交付を含む、町政や議会の仕組みなどについて3回の学習会と、12月定例議会を傍聴、またビデオ等で視聴していただき、青年議員からの一般質問を仕上げていく日程について決定もいたしました。

「青年議会」の開催については執行部の皆さんにも、協力が必要となります。この目的は、青年の町政に対する関心を高め、その意見を町政に反映させる。さらに、住民政治に対する理解と正しいかかわり方の学習の場とする。このことで、青年に行政や議会の役割に関心を持っていただければというふうに思っております。

執行部の皆様には御理解をいただき、青年議会の開催に御協力いただきますことをお願いし、 議会改革調査特別委員会の報告といたします。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 次に、複合施設建設調査特別委員会からの報告をお願いいたします。複合施設建設調査特別委員会委員長、井田章雄君。
- ○複合施設建設調査特別委員会委員長(井田 章雄君) 複合施設建設調査特別委員会委員長、井田です。去る5月15日に複合施設建設調査特別委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。

案件につきましては、パブリックコメントの結果について及び今後の計画についてであり、説明を受けました。

まず、パブリックコメントの結果についてですが、3月29日から4月18日まで実施し、20歳代から80歳代の幅広い年齢層からの意見をいただいており、意見の傾向は、図書館機能に対する意見が一番多く、次いで複合施設整備計画について、施設規模に対する意見、整備費用に対する意見となっています。

次に、今後の進め方についてですが、引き続き複合施設整備検討委員の皆様に御協力をいただき進めていく方向性で、利用者等の意見どりや民間事業者からの意見どり等をして、設計に意見を反映させていきたいと確認したところです。以上、報告といたします。

○議長(秦 伊知郎君) 次に、全国町村議会議長・副議長研修会についての報告をお願いいたします。

副議長、井田章雄君。

〇副議長(井田 章雄君) 平成30年5月28日、東京都、東京国際フォーラムホールAにおいて、平成30年度町村議会議長・副議長研修会が開催され、本県から15町村議会の議長、副議長が参加し、出席しました。

研修では、山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授の江藤俊昭氏より、全国町村議会議長会で取りまとめられた「町村議会議員の議員報酬等のあり方 中間報告」及び総務省で取りまとめられた「町村議会のあり方に関する研究会 報告書」について、その概要を講演いただきました。

引き続いて、昨年度の全国町村議会特別表彰を受賞された3町議会を代表して、まず、長崎県小値賀町議会議長の立石隆教氏より「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用 ~小さな町議会の小さな挑戦~」と題して、次に、福岡県大刀洗町議会議長の山内剛氏より「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」と題して、最後に、徳島県那賀町議会議会改革調査特別委員長、柏木岳氏より「議会活性化への取り組み ~住民から期待される議会を目指して~」と題して、それぞれ特色ある議会活性化の取り組みをお話しいただきました。

また、平成30年5月29日、東京都、全国町村会館第2会議室において、鳥取県町村議会議長・副議長研修会が開催され、15町村の議会議長、副議長は参加しました。

研修では、講師として、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官、青木由行審議官より「地域の建設業の現状と課題」について講演をいただき、研修を終わりました。

資料につきましては、議会事務局に閲覧供いたしておりますので、よろしくお願いいたします。 以上、報告といたします。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 報告第2号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第6、報告第2号、平成29年度南部町一般会計繰越明許費繰越計 算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長(大塚 壮君) 総務課長でございます。それでは、お手元の配付資料に基づいて報告をさせていただきます。報告第2号、平成29年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成29年度南部町一般会計繰 越明許費繰越計算書を議会に報告する。

次ページをおめくりください。これにつきましては平成30年2月1日開催の臨時議会及び平成30年3月定例会におきまして、繰越明許費設定の議決をいただいているものであります。中身につきましては、全14事業ございます。主なものを申し上げます。移住・定住促進対策事業

につきまして、300万円を繰り越しいたします。

続きまして、畜産クラスター事業につきましては、1,564万5,000円を繰り越しいた します。

中ほどのほうでございますが、合板・製材生産性強化対策事業ということで、4億9,000 万繰り越しすることになります。

そのほか道路改良でありますとか災害復旧など含め、合わせまして6億4,479万1,05 4円の繰り越しとなります。

詳細につきましては、お読み取りいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で報告第2号、平成29年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書 についてを終わります。

日程第7 報告第3号

〇議長(秦 伊知郎君) 日程第7、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。 町長から報告を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、 次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでござい ます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、サテライト拠点施設整備事業(賀野地区)建設工事に関する変更契約を締結することについて、次のとおり専決処分をする。平成30年3月22日付でございます。

契約の目的は、サテライト拠点施設整備事業(賀野地区)建設工事に関する変更契約の締結。 契約の金額は、変更前が6,134万4,000円、変更後が6,238万4,040円。契約 の相手方は、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、株式会社ティー・エム・エス、代表取締役、 別所一生でございます。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で報告第3号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第8 報告第4号

〇議長(秦 伊知郎君) 日程第8、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。 町長から報告を求めます。

副町長、松田繁君。

○**副町長(松田 繁君)** 副町長でございます。それでは、報告第4号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、 次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでござい ます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成30年3月30日付でございます。

これは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、引用している条文の項ずれが起こりましたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、平成30年4月1日といたしました。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で報告第4号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第9 議案第35号

〇議長(秦 伊知郎君) 日程第9、議案第35号、財産の取得についてを議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案書のほうをごらんください。議 案第35号、財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的でございますが、コミュニティバス車両購入。取得の方法は、一般競争入札。取得金額は、662万702円。取得の相手方は、鳥取県米子市車尾2丁目16番18号、鳥取日産自動車販売株式会社、代表取締役、中津尾健でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑はありませんか。 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾でございます。入札結果報告書を見ますと、それにあります と、入札に参加が3社あったようですけども、1社だけが辞退されております。この辞退の理由 がわかりましたらお聞きしますので、よろしくお願いします。

それと、入札が予定価格に対して何%で入札だったでしょうか。

以上、2点、よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。一般競争入札で3社ということでありましたが、1社につきましては辞退ということで、理由については、入札のところに意向がないということで回答を聞いております。

それから、請負のパーセントでございますけども……。

○議長(秦 伊知郎君) 少し休憩をとります。

午後1時30分再開

午後1時30分休憩

- ○議長(秦 伊知郎君) 再開します。
- 〇企画政策課長(田村 誠君) 請負ですけども、84.83%でございます。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) この財産の取得のデマンドバスを購入するについては、平成30年度の当初予算で出ていた件ですけども、このデマンドバスを、これ2台でしたよね。2台で662万ということは、1台が330万かなというふうに思うんですけども、この仕様についてはどういう感じなのか、ちょっと教えていただけませんか。

例えば住民が町内でデマンドバスというのを使うの初めてなんですけど、例えば今の黄色いバスだとちゃんとお金を受けるとことかありますよね。例えばこの330万の金額というのは、デマンドバスとして普通一般に乗る車とどのようなところが違うのかということ、仕様ですよね、ちょっと教えてください。

- ○議長(秦 伊知郎君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。今回購入するバスは14人乗りのバスです。 今の料金とかをいただくような設備も設置して、通常乗られている黄色いバスのパターンを基本 的には導入するという形で、バスの装備としては考えております。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁議員、よろしいですか。 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 済みません、後でわかるのを出しておいていただけませんか。写真とかありますよね。議会に出しておいてください。
- ○議長(秦 伊知郎君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 議会のほうに閲覧でお願いします。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第35号、財産の取得についてを採決いたします。

議案第35号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第10 議案第36号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第10、議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例等の一部改正について)でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定

により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成30年30日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○**税務課長(伊藤** 真君) 税務課長でございます。南部町税条例等の一部改正について、御説明いたします。お手持ちにございます改正条例新旧対照表によって説明いたしますので、御準備ください。このたび、ちょっと量が多いので、文言の整理、上位法の改正による条ずれについては省きながら御説明いたしますので、御了解ください。

そうしますと、2ページ、お開きください。第24条でございます。第1項第2号、ここでは 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げに伴う改正でご ざいます。125万円から135万円に引き上げされております。

その下、第2項でございます。ここでは「控除対象配偶者」という言葉を「同一生計配偶者」という言葉に変えております。所得税のほうで見直しがございましたので、住民税側のほうでも同一な扱いで名前が変更になっております。さらにここでは均等割非課税限度額の引き上げを行われており、10万円加算した額になっております。

続きまして、34条の2でございます。ここでは所得控除における基礎控除額に所得要件を創設する改正が行われており、前年の合計所得金額が2, 500万円以下である場合、所得割の基礎控除が受けられるというものに変わっております。

続きまして、34条の6、調整控除も同じように所得制限が設けられております。

はぐっていただきまして、4ページでございます。34条の7、寄附金控除の関係でございますけども、新たに特定非営利活動法人ハーモニィカレッジが追加となっております。

続きまして、ちょっと飛ばしていきまして、9ページでございます。48条でございます。ここでは外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、 法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方 法人税から控除し切れなかった金額を法人住民税、法人税割から控除する制度が創設されております。

続きまして、12ページ、お開きください。52条でございます。ここでは国税における利子

税の計算期間の見直しに伴い、法人住民税、法人事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金のうち、増額更正及び修正申告に係るものの計算期間について、国税と同様の見直しの改正が行われたことによる改正でございます。

続きまして、15ページ、お開きください。ここではたばこ税関係でございます。まず92条で、製造たばこの区分の中に、16ページのオのところに加熱式たばこという言葉がございますが、これが追加された改正でございます。

続きまして、93条の2でございます。ここではみなし製造たばこに係る規定の整備でございます。現行の課税方式ではグリセリンなどの溶液の重量が税額計算に反映されないため、商品によって税制上の取り扱いが異なることになっています。今回の改正により、加熱式たばこから分離された溶液部分についても製造たばことみなすこととしています。

続きまして、17ページ、94条でございます。ここでは紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、重量をもって紙巻きたばこの本数に換算することとされていますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算については、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式に改正されております。加熱式たばこは、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの間に新たな課税方式による紙巻きたばこへの換算を5分の1ずつふやしていきます。まず、初年度が平成30年10月1日から5分の1、新しい方法で課税されていきます。

次、20ページです。中ほどの95条でございます。たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で1本当たり国、地方合わせて1円ずつ、計3円引き上げる改正でございます。後のほうで順次出てきますけども、平成30年10月1日から1円、平成32年10月1日から1円、平成33年10月1日から1円、計3円値上げになっております。

続きまして、24ページをお開きください。10条の2でございます。これはこのたび、生産 性向上特別措置法の規定により、町の計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、 3年間特例率をゼロにするというものに改正しております。

10条の3は、上位法の改正による条ずれですので、飛ばしていきます。

29ページをお開きください。ここでは固定資産税の関係でございます。平成30年度は固定資産の評価がえの年でした。現行の負担調整の仕組みを3年間延長する改正が行われております。第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条がそれに該当します。

そうしますと、次、35ページでございます。1番目、2条関係という言葉がございますけど も、これから何条関係という言葉でちょっと言いますので、注意して聞いておいてください。

では、35ページの2条関係でございます。ここでは加熱式たばこの第2回目の引き上げです

ね、5分の1ずつ上げていくという。それが31年10月1日施行ということで2条関係が規定 されております。

次、36ページ、上のほうで 3 条関係と書いてあると思いますけども、ここでは加熱式たばこ、第 3 回目の引き上げ、紙巻きたばこの第 2 回目、1 円ずつ上がる分ですね、あれの引き上げがここで規定されております。 32 年 10 月 1 日施行となっております。

続きまして、38ページでございます。4条関係でございます。ここでは加熱式たばこの第4回目の引き上げと、紙巻きたばこの第3回目の引き上げです。平成33年10月1日施行となっております。

続きまして、40ページでございます。5条関係になります。ここでは加熱式たばこの第5回目の引き上げです。平成34年10月1日施行となっております。

次、43ページをお開きください。6 条関係でございます。ここは紙巻きたばこ三級品に係るものでございまして、第5条の(3)というところで、ここで消費税の関係が絡みますので、9月30日まで引き上げの期間が延期されるということの改正と、はぐっていただいて45ページで、紙巻きたばこが引き上げになりますので、その差額について、旧1,262円と、1,692円と書いてありますけども、引き上げた差額を町内で保有しておられる小売業者が持っておられた場合は、その差額分を払ってくださいというところで1,692円に引き上げたということになっております。

以上で説明を終わりますんで、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 課長、説明してくださったんですけども、私たちが知りたいのは、この町税条例が専決で決まったんですけれども、国が決めてきたこの町税条例を変えることによって、住民にどのような影響があるのかというところでお聞きしたいと思います。ちょっと教えてくださいね。

この町税条例が変わっていく一番大きなのは、いわゆる給与所得の控除ですね。それがいわゆる基礎控除に変わっていくという問題で、国のほうでも心配しているのは、基礎控除が引き上げられることによって給与所得者が引き下げられることになるから、あと国保等について、所得が基準になって計算するものについての影響額が出ていることは国なんかも言ってるんですけども、その点をどう考えているのかということを一つお聞きしたいんですが、その前に、例えば今ほど課長が説明してくださった、一番最初からいきましょうか。固定資産税からいったほうがいいの

かな。今言っているのは、個人所得税の見直し等で、町税条例の町民税に対してどのような影響が出てくるのかというのは、これは試算等がすることできるでしょうか。

と同様に、2つ目には、固定資産税については、生産性向上特別措置法を前提とする中小企業への固定資産税の減免措置の創設をしているというふうに説明されているところをなさったと思うんですけども、南部町にでも該当する施設というのは、固定資産税というのあるのかということですね。この町税条例がどういうふうに反映してるのかというの教えてほしいの。

3つ目は、先ほどのたばこ税ですよ。たばこ税は言ってみたら3年間、今年度の10月、来年度の10月、再来年度の10月、3回でしたね。この3回にわたって当たって、私どもが持ってる資料では、市町村のたばこ税というのは、この間、5,262円から1,000本当たり6,552円、1,290円に上がってきますよと、こう言ってるんですよ。とすれば、これについての町への影響額というのはどれぐらいとみなすのかというの、この3つの点で町とどういう影響があるのかというの説明してほしいんですけど、どうでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 税務課長でございます。まず、1点目の所得税の改正による影響ということでございますけども、ちょっと試算はできないと思いますけども、南部町の所得の層というところでは非常に対象が少ないところが改正になっています。これだけ所得が高いという方がそれだけいないということなので、ちょっとどれぐらい影響が出るかというのは、ちょっとはっきりわかりません。全てにおいて試算はちょっと難しいというふうに思っていただければと思います。

また、たばこ税に関しては、今、加熱式たばこが流行して、たばこ税の収入はどんどん下がっております。そういったことで国のほうも危惧して、このたびこのような改正を行ったのではないかというふうに思いますけども、実際、これがどう影響出てくるかというのは、吸われてる方の嗜好がどう変わっていくかということも出てきますし、それぞれのたばこが値上げになっておりますというところで、ちょっとはっきりお答えはできないということで、申しわけございません。

○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。(「固定資産税」と呼ぶ者あり)固定資産税について 答えられますか。

企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。先ほどありました生産性向上特別措置法に おいて措置された中小企業、それから小規模事業者等が設備投資して、生産性の向上を図るため に計画を策定して、町が国へ申請し、それで認可を得たもので、今度事業者のほうが計画書を作成して町のほうに申請を上げて、それと合致しているものについては3年間の固定資産税のゼロという措置を講じるものでございます。町のほうの該当の業種というのが業種分類の中で、製造業、卸売、小売業やサービス業というぐあいにあるんですけども、中小企業等の経営強化法の第2条第1項の定義というものがありまして、それにはまっている事業者であれば全て該当になるんですけども、現在のところ、それが南部町の中で何社あるかというところの精査の数字までは持ち合わせておりません。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 先ほどの説明をしてくれたのに先立つ議会運営委員会に出された 今回の税条例の専決の説明のところに 4 つ書いてあるんですよ、どういう理由で今回この税条例 が改正されるかというのね。それが非常にわかりやすかって、どちらかというとそこで説明して くれたらわかったのかなと、よくわかるのかなと思ったんですけども、影響額が出ないというと ころで、とすれば、この確認です。確認と今度は、これは町税条例は、とはいっても、町で決めるといっても、国から決めてくるので仕方がないのではないかということになると思うんですけ ども、どういう内容かということですよね。

先ほど企画課長が述べられた、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の、支援するこの固定資産税の減免というのは、先ほどおっしゃったように、業者が申請して、いわゆる地域経済の牽引をうたっていると、地域経済の牽引になるということが認められたところだということですよね。全部がそうじゃないんですよ。こういう税金の下げ方をするわけですよ。何かに似てると思いませんか。要は国がやってる生産性向上の、のっとっている製造業者だったら、ということを認められたら減免しましょうという内容だという内容で、国会で問題になったということなんですよ。どの仕事も全て対象ではないということです。

それと、2つ目のそれについてどう考えるかということですよね。今のところは、南部町でいえば、まだ出てくるかどうかわからないということですけども、ちょっと気になったのは、これ地域再生法との関連があるのかということも知りたかったんですよ。それはないですよね。うちの町、いろいろ生涯活躍のまちでやってるから、こういうのが結びつける要素ってあるのかなと思ったわけ。それはないというふうに思っとっていいわけですね。

2つ目の給与所得控除から基礎控除が変わったというの、要は給与所得控除の10万円を引き下げて、基礎控除に10万円持っていこうということでしょう。これについては課長がおっしゃるように、町ではあんまり影響ないというふうに見ていいということですか。ということになれ

ば、国会で問題になっていたように、このことによって、所得控除の方ですね、所得が上がって 保育料とか国保に影響してくる方もいるということあるんですけど、そういう影響はまずないと 考えていいというふうに見とっていいのでしょうかという問題、ことですが、どうなんでしょう か。

これも国会で問題になっていたのは、どうして給与所得を引き下げて、基礎控除に上げていくか。控除をするならどっちももっと引き上げてあげたらいいのにということですけども、これは今、国会で問題になっている働き方改革の中で、労働時間等や給与の規定が非常に曖昧になってくることからこういう提案してきたということでいえば、全て関連し動いてるということになってくるわけですよね。その点についてもどう思うかということ。

3つ目、たばこ税というのは、これはたばこ税が減ったからどうのこうのと言いますが、この一番大もとは、国民の健康を考えて、たばこ税によって政策を誘導していこうかという内容だというふうに思うんですが、このたばこ税をこういうふうにする、たばこ税が、ここでいえば、先ほど言ったように、いろんな種類はあるかと思うのですが、この2年間、3回の改定によって1,000本当たり1,290円ぐらいふえることになっていますが、これは町にとって影響があるのかということ聞いてるんですけども、どうでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 給与の控除で個人65万が55万に下がって、38万が48万に上がる。これは1人で見ると控除のつけかえなんですけども、これが年金をもらいながら給与控除がある方は、20万が10万の控除、わかりますか。年金のところも減らされて、申告しようと、ここも減って、上も減って20万減るんです。それが10万しかこっち側で見てくれないから、その方は影響が出ますが、そういった方がそんなにいるのかな、年金もらいながら給料もらってる方がというところもありまして、その辺がちょっと、試算というところになるとちょっと難しいというところです。

あとは、たばこ税が上がるので、減った分それが追いついて税収が落ちないかというところは ちょっとわからないというところでございます。済みません。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 済みません、なかなか制度って難しくて、今私が求めているよう に、町がどんな影響あるかというのはできにくいと思うので、そこで先ほど2つ目の質問で、私

は町長にお聞きしたかったので、今回の町税条例というのは全て国の政策の中で来ているという 問題で、住民の暮らしをどれほど守ろうかということではないんじゃないかなというふうに思え て仕方がないんですよ。

そういう意味でいえば、先ほどのいわゆる固定資産税等にしても、単なる黒字が出たか赤字が出たかとかいうような問題とか、一定のルールをクリアではなくて、そもそも国、県ですね、町もそうですけど認めていくような、ここの企業は生産性があって地域経済に貢献しているんだとか、牽引しているというふうに求められたところが出ていくんだよというようなこのやり方というのは、税のあり方としてもおかしいということを私は言っていかんといけんの違うなと思うんですが、どんなふうにお考えでしょうかということです。

それと、もう一つは、ぜひ検討していただきたいのは、課長はそう影響がないと言いましたが、 給与所得控除と基礎控除を振りかえることによって、国のほうでは、この中では明らかに影響が 出てくる人がいると言ってるんですよ。言ってみれば、所得をもとにして、いわゆる公共負担を 決めている分ですね、国保税とか介護保険とか保育料とかですね。それについてはこの税を決め るときにどうこうすると決めてないんですよ、まだ。後ほどやりますというだけで、このままで いっちゃったらわずかかもしれませんが、今回の税改正によって、括弧つきの税改正によって多 大な負担増が出るという住民も出るかもしれない。そこを万全に措置をとるべきではないかとい う点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長(秦 伊知郎君) 町長、陶山清孝君。

○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。国が地方税について大きくコントロールしてる実態というのは町長としても十分認識しておりますし、各自治体が税を決めるというようなそういう民主主義的な組織に、日本の国家、それから地方政府というものができていないということだろうと思っています。一括して国が吸い上げてそれを分配するというところを主力にしながら地方がその中でいる。これはやはり東京一極集中であったり、地方と都市、特に東京圏の、明治以降つくってきた日本の形がそのような形にし続けてきたということになるんではないかと思ってます。本来これが均等に発展していれば、こういうことではないだろうなと思っていますけども、残念ながらそういう国家という形ができた中で、これは私は今の中ではいたし方がないことだろうと思ってます。

ただ、一方で、これから人口が急激に減っていきます。冒頭の議長のお話にもあったように、 きのう、ある会で申し上げましたが、80年後に6,700万人、いわゆる今の人口の半分になります。今生まれた子供たちは多分、大方の人たちは80歳を迎えると思いますので、今生まれ てくる子供たちが80歳になるころには日本の人口は半分に、さらに高齢化社会を迎えて、では 一体誰が税の負担をして、誰がこの国を、または地方を維持、支えるのか、これの一番の基本に なるところはやはり税だろうと思っています。

さらに、先ほど働き方改革等もありましたけれども、生産性というんですか、収益を上げるためには、人数が減った分、生産性を上げなければならない。それをマンパワーの人、移民で行うのか、移住で行うのか、または生産性を上げることについて、AIであったり人工知能であったり、さらにはロボットで本当に代替できるのかどうか、これも大きなターニングポイントになっているんではないかと思ってます。

いろいろな問題が、この人口減少社会という中での発端にしながら、これからの税の問題であったり、ひいては地方や国の形、そういうものを問われてるんだろうと思っています。一概には言えませんけど、今の状況の中ではいたし方がないが、将来的にはいろいろな問題が出てくるだろう思ってます。

それから、税の問題につきましては、私もこの問題について深く知り得ていません。もしそのように大きな問題がこの南部町の中で発生するようであれば、またはそのおそれがあるようであれば、これはまた議会にお諮りしながらそれに対処しなければなりませんけども、今現在でいえば、先ほど税務課長が言ったとおりの見解しか私も持ち得ていません。

たばこ税につきましても、大変愛煙家の皆さんには御迷惑かけますけれども、今までの例でいえば、ふえてもやはり一定の人が吸わなくなるということがありますので、税収というのは大体レベル、そんなに急激に上がることはないし、急激に落ちることもないということを経験上は知り得ています。そういうことを想定はしていますけども、これも皆さんの嗜好の問題ですので、大きく外れるかもしれません。そういうことをにらみながら、状況に合った状況を常に修正をかけていくというのが行政の仕事だろうと思っていますので、そういう答弁にさせていただきます。

○議長(秦 伊知郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。 原案に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の税条例の議案は専決処分ですが、反対いたします。

理由の一つは、税金というのは本来国民にとって、生活費非課税、累進課税ですね、そういうところから見て課税の仕方が妥当なのかどうか、金額とですね、そのことが生活をも脅かすよう

なことになっていないかというふうな観点が一つと、もう一つは、誰にとっても納得できる公平 性があるかというこの2点が担保されなければ、持続していかない制度やというふうに思ってい ます。

そういう点から見たら、2つ目の公平性の問題でいえば、先ほどの問題、固定資産税を、いわゆる国の施策にのっとった形でするところに対しては減免措置を設けよう。これ言ってみたら、生涯活躍のまちのCCRCのように国の施策にのっとった政策をとれば交付金を出しましょうと同時に、こういうやり方をしているという点では、今の日本の国のあり方がどっちの方向に行ってるんだろうかなという点では、税制度にもこういうのが出てきたのだということを痛感する内容であったという点が1つ。

2つ目には、ちょっとここではあれですけども、1,000万円のいわゆる給与所得控除が850万まで引き下がるということがうちの町ではあんまり影響がないと言いますが、これは全体的に見たら、控除が下がるということは、住民の負担がふえるということになるんですよ。そういう内容が含まれている内容だということ。

先ほど言った、これを引き上げるについては、今までもこういう税条例、税が変わったときに、 どのような対策とるかということを細々と今度決めてくることになるわけですよ、幾らまで軽減 しましょうとかね。そういう本当に厄介なことが起こってくるということ考えれば、負担増を、 安易になるようなやり方は避けるべきだと。言ってみれば、税控除を引き下げるんじゃなくて、 引き上げればいいじゃないかと、どっちもですね。そういうことをすべきではないかということ を指摘して、反対いたします。

○議長(秦 伊知郎君) 原案に反対者の発言がありました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員(10番 細田 元教君) この議案第36号について、賛成の立場から討論させていただきます。

るる真壁議員が言われたようにもっとも、合致するとこがございますが、何だかんだと言ったって上位法でございまして、我が町がそれを反対して云々ということはなかなか、これはならないということです。

たばこ税の上がるのは、これはやっぱ愛煙家にとっては大変だかもしれませんけど、健康面から見ればこんなんして上げてでもちょっとやめていただきたいということですので、これはいたし方ないじゃないかと。

中小企業の新規投資、固定資産税の課税の特例、要は軽減適用受けるには、市町村計画に合致して労働制条件が3%以上アップすることの条件がいろいろありますが、これらも大事なことでございまして、こういうことを本当に頑張って3%上がれば、3年間、税率をゼロにしましょうと。ちょっと鼻の先にニンジンをぶら下げたような感じでございますが、そんなんしてでも地域を元気つけさせるような、私は施策だないかと思っております。固定資産税の負担調整とか個人住民税の公的年金の控除、基礎年金振りかえ云々が言われまして、何か心配なことありましたけども、課長の答弁によりますと、我が町には余り影響ないじゃないだかという話ございました。

国の流れとしましても、いろんな税条例の改正見ましたら、やっぱお金のある人からは取ろうという雰囲気になっておりまして、低所得者が多い私たちのとこはあんまり影響ないじゃないかと思っておりまして、この税条例については賛成いたします。

○議長(秦 伊知郎君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第36号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(秦 伊知郎君) 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第11 議案第37号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第11、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成 30年 3月 30日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいた

します。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 税務課長でございます。そうしますと、国民健康保険税条例の一部 改正について御説明いたしますので、先ほどと同様、新旧対照表のほうをお開きください。46 ページでございます。よろしいでしょうか。第2条、平成30年度から鳥取県が国民健康保険の 財政運営の主体になることに伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額 の定義を県の事務に踏まえたものに改正するものでございます。

47ページの第2項のところでございます。基礎課税額に係る限度額の引き上げで、現行54 万円から、改正後58万円に引き上げられます。

次、49ページでございます。23条です。ここでは低所得者に係る軽減対象の拡大をするための改正でございます。第2号のところ、5割軽減の対象者です。被保険者数に乗ずべき金額を現行27万円から27万5,000円に引き上げられます。

次、50ページ、第3号です。ここは2割軽減の対象者です。被保険者数に乗ずべき金額を現行49万円から50万円に引き上げられます。

施行日は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

以上が改正の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑ありませんか。
 - 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾です。このたびの税改正で上限が54万から58万円、つまり4万円上がるということなんですけども、これについての、はっきりとまだわからんと思いますけども、どれぐらい人数がふえるでしょうかということなんですね。

それと、1点は、この中でもう一つ私が思うんですけども、一人頭、いわゆるそれが 5,000円上がるんですかね、世帯の中で、構成の中で。ということなんですけども、これに対してかなりの方が影響を受けると思うんですけども、これもあらかじめもしわかるようでしたら、どれぐらい上がるのかということを教えていただきたいんですが。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 5 4 万円から 5 8 万円に基礎課税額の限度額が引き上げられること については、今現在、3 0 年度の国保の賦課時期でございまして、試算できる状況ではございませんので、申しわけございませんけども、御了解ください。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) つまり、じゃあ、なかなか算出できない、算出の段階ですからまだわからんということなんですけども、予測としては該当者がふえるというぐあいに思っておられるのでしょうか。あるいは変わらない、あるいは所得の関係からいうと減るよということで思っておられるんでしょうか。その三択の中から1つどうでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 休憩します。



午後2時12分再開

- ○議長(秦 伊知郎君) 再開します。税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 試算中ですので、どのお答えかはわかりません。済みません。
- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾議員、試算中だということですので、御了解いただきたいと思います。よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の国保税条例は、一つは、限度額をふやすという点ですね、 これ負担増の世帯が出てくるという点。もう一つは、いわゆる2割、5割減額の対象となるとこ ろをふやそうとするので、そういう意味では減額世帯がふえてくるという点で、私はいいことや というふうに思ってるんですよ。

いいことばっかりだったら反対することはないと思うんですが、そこで、だから数字が欲しい ということなんですよ、課長。最高限度額を払うところが何万かふえるわけですね。この世帯が、 都会であるように、大きな大富豪のような方々がおって、その方がもう何ぼでも払えるのに限度 額どうの承知せんというのは、これもよくわかるんだけども、南部町で超過している世帯という のはそういう世帯なのかどうかというの知りたいんですよ。

それで、先ほど亀尾議員が聞いたことにお答えできないというのは、当年、今年度のことを言ってるのであれば、前年度のことでも結構ですから、例えば前年度は限度額超過していた、頭打ちになってて最高限度額払っている世帯が何世帯あるのか。それで、そこで一番その中でも、一番低い所得というのはどれぐらいなのかというの知りたいんですよ。一体どれぐらい、南部町ではどれぐらいの方が最高限度額を払っているのかというの知りたいんですよ。それはどうでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 29年度ベースで54万の限度額に超過した世帯は5世帯ございました。その中でどうかと言われますと、一番低い世帯は921万ぐらいです。(発言する者あり)今のですか。(「所得ですか」と呼ぶ者あり)所得です。基準総所得、だから国保に入っておられる方の合計所得です。よろしいですか。
- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 先ほど聞いた南部町では、いわゆる限度額を超えたところが5世帯あって、その中で所得低いのが、一番低いと言われてるのが921万円だということですよね。 この921万円が高いか低いかということなんですけども、往々にして国保税が高くなるのは世帯の人数が多いことが多いんですよ。そうですよね、頭数入れるから。

ちなみに、この921万の御家庭というのは何人家族なんですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。
- ○税務課長(伊藤 真君) 7人入っておられます。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) そうですね。いつか出てましたよね、県が出してたね。何人家族でどれぐらいが貧困ラインかってなったと思うんですけども、結局、7人住んでいらっしゃるということですよね。これも国が決めてくるから専決なさったと思うんですけども、実態を一番よく知ってるのは国じゃなくて町村ですよね。そういうところが超過限度額たくさんはえらいよと言うんだけども、南部町の場合でいえば、そういう方々が限度額を超えたことを払っていくということで結構な負担になるわけですよね。そういう意味でいえば、今回の税条例の、恐らくこれに賛成する方は、私がこう言えば、お金のあるところから取らんかったら、貧しい、少ないところに負担がなるんだというんですけども、そういう話ではなくて、私は少なくとも、国保税についたらこの限度額を引き上げるのを、南部町についていえば、どれほど、高い所得の人ではないということがわかったと思うんですよ。そういう意味では、やめるべきではないかと思うんですけどうかということと、それともう一つ、これはあれですけど、課長、出ませんか。2割、5割減額が、層が広がるということは、これは今回税を提案してくる方にはいいほうの説明やから説明しやすいでしょう。2割、5割減額は広がるんだから、どれぐらいの人がふえるというの、これ想定はできませんか。どうですか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。

- ○税務課長(伊藤 真君) ちょっとこれも試算中ですので、ちょっとどれくらいになるかとい うのはお答えできません。済みません。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。 原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の専決処分には反対いたします。理由は、いわゆる限度額設定を高くしていくということは、負担増のところが出てくるということで反対です。

と同時に、一言この反対討論の中で言っておきたいこと。先ほどの税条例、国保のこの条例もそうですけれども、3月31日までにしないといけないので専決だということですが、少なくとも町に入ってくる一番の基本は、自主的な財源って税金ですよね。そこがどういう仕組みでするかということが、私たちは余りにも、こう何かわからなさ過ぎるというふうに思っていますので、今後、こういうふうに国から来る分は専決で、こういう説明でいいだろうではなくて、きちっと資料等を出して町の現状も出して、影響額がどれぐらいになるかということを見越して提案してきていただきたいということを指摘して、反対をいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 10番、細田元教君。
- 〇議員(10番 細田 元教君) この原案ですが、賛成の立場から討論させていただきます。

この議案 3 7号は、国保の制度が町村から県に移った、その条文の改正と、基礎税額の 5 4万から 5 8万、要はたくさんお金がある人はちょっと余計払ってねという内容でして、我が町の今回の分は、2割と 5割の軽減者について拡充されたという、真壁議員も言っておられましたように、この条例のとこだけはいいんです。

我が町も6割から7割の方が軽減世帯なんです。そういう方やちがちょっとやっぱり恩恵のある今回の条例改正でございますので、この条例には賛成いたします。

○議長(秦 伊知郎君) これより、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第37号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(秦 伊知郎君) 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。 ここで休憩をとります。再開は2時40分にしますので、よろしくお願いします。

午後2時21分休憩

午後2時40分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

日程第12 議案第38号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第12、議案第38号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町一般会計補正予算(第11号))でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南部町一般会計補正予算(第11号)について、次のとおり専決処分をする。 平成30年3月30日付でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、大塚壮君。
- ○総務課長(大塚 壮君) 総務課長でございます。それでは、議案第38号、平成29年度南 部町一般会計補正予算(第11号)。

.....

議案第38号

平成29年度南部町一般会計補正予算(第11号)

平成29年度南部町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60.895千円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ7,659,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日

専決 南部町長陶山清孝

.....

それでは、歳出のほうから御説明いたします。11ページをごらんください。11ページです。2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費です。390万円増額し、5,256万1,000円とするものです。これはふるさと納税寄附金が予算額を超えるため、さくら基金への増額の積み立てをするものです。

続きまして、9目企画費です。137万4,000円を減額し、4億3,890万2,000円とするものです。これは主にみんなの里山活用事業の地域おこし協力隊が採用に至らなかったため減額するものと、サテライト拠点整備事業(賀野地区)でございますけれども、これの工事費の変更によるものでございます。

続きまして、13目諸費です。108万8,000円増額し、3,396万3,000円とするものです。これにつきましては臨時福祉給付金の返還によるものでございます。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費です。3,336万4,000円を減額し、7,104万6,000円とするものです。これは扶助費の支給額が見込みよりも少なかったために減額するものでございます。

次に、12ページをごらんください。4款衛生費、2項環境費、1目環境衛生費でございます。 148万1,000円増額し、407万7,000円とするものです。これにつきましては墓苑 事業特別会計に支出、繰り出すものでございます。

5 款農林水産業費、1項農業費、5 目農業振興費です。1,4 3 1 万 2,0 0 0 円減額し、1 億 5,7 5 3 万 4,0 0 0 円とするものです。これにつきましては果樹生産振興事業について補助金の額の確定によるものの減額、それから新農業人研修支援事業については地域おこし協力隊が採用にならなかったための減額、6 次産業化支援事業につきましては補助金の額の確定によるものの減額ということになります。

続きまして、8目畜産業費です。314万6,000円減額し、2,416万3,000円とするものです。これにつきましても補助金額の確定による減額でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。200万円を減額し、3億6,1 30万2,000円とするものでございます。これは少人数学級の生徒の移動により学級数が減 ったためのものでございます。

続きまして、次ページ、13ページをごらんください。9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費でございます。505万5,000円を減額し、1億1,291万5,000円とするものでございます。これは賄い材料費の確定によるものでございます。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。 8ページをごらんください。主なものを説明したいと思います。 1 0 款地方交付税です。 1 億 3 , 3 7 5 7 9 , 0 0 0 円を増額し、 3 3 億 7 , 0 0 9 7 4 , 0 0 0 円とするものでございます。 これにつきましては特別交付税の額の確定によるものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。2,548万4,000円減額し、3億4,497万9,000円とするものでございます。これは歳出側の生活保護費の減額に伴う収入の減でございます。

次ページ、9ページをごらんください。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。666万9, 000円を減額し、7億571万9, 000円とするものです。これは歳出側の農業振興費の減額に伴う収入の減でございます。

続きまして、次ページ、10ページをごらんください。17款寄附金、1項寄附金、2目がんばれふるさと寄付金です。390万円増額し、4,190万円とするものです。これにつきましては寄附金額が予算より多かったため、増額するものでございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金でございます。1 億 4 , 2 9 5 万円減額し、3 , 0 0 0 万円とするものでございます。

2目減債基金繰入金です。 3,500万円減額しまして、1億8,000万円とするものでございます。

続きまして、14ページでございます。14ページにつきましては、特別職の給与明細表をつけておりますので、お読み取りいただけたらというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。御審議をよろしくお願いします。

○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員(10番 細田 元教君) 3点ぐらいだと思いますが、まず、歳入のほうからですが、8ページの地方交付税1億3,300万入りましたね。特別交付税ですが、主なものは何だとお考えでしょうか、のが1点と、あとは事業説明書で3ページの318万減額になっております。今の話では地域おこし協力隊の採用ができなかったと。この地域おこし協力隊というのは、この人に

よって町が活性化したり云々ですごく使いやすいいったらおかしいですけど、その人のノウハウ で町が活性化するんですけども、なぜうちげに来られなかったのか、どこに原因があるのか、そ の辺を研究されているかどうかお聞きしたいと思います。

それと、6ページ、生活保護費が3,300万から減額になっております。これは制度上に伴って減額になったのか、それともいろんな、南部町だけ大変厳しいとか、そういうことはあるかないかわかりませんけど、その辺の内訳をちょっと教えていただけませんか。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、大塚壮君。
- 〇総務課長(大塚 壮君) 総務課長でございます。交付税の話でございます。

特交の額の話でございますけれども、3月の補正までに特別交付税の額が確定していなかった ということで、今回専決のほうで額を確定させていただいたものでございます。

ちなみに、平成28年と29年の特別交付税の額を比べてみましても、余り大差はないという ことを申し上げたいと思います。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 企画監、中田達彦君。
- ○企画監(中田 達彦君) 企画監でございます。みんなの里山活用事業の減額の関係で御説明をいたします。こちらの事業でございますけれども、地域おこし協力隊を採用し、まちづくりに活躍していただきたいというような予算でございます。

実際のところ申し上げますと、一度募集をかけて1名手を挙げていただいていたんですけれど も、採用の直前になりまして御本人さん、辞退されたということがありまして、減額に至ってい るものでございます。

地域おこし協力隊の方というのが全国的にもすごく人がふえてきておりまして、なかなかそういった何というか、やる気のあるいい人材というのと出会えるというのは、なかなか難しくなっているというような現状も全国的にはあるというふうに聞いております。

この4月から南部町のほうでこの同じ事業、みんなの里山活用事業、30年度につきまして、いい人材がおられましたので、早速採用をさせていただいておるところでございます。そういったタイミングというところもありますので、昨年度は採用に至らなかったというところでございます。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 福祉事務所長、岡田光政君。
- ○福祉事務所長(岡田 光政君) 福祉事務所長です。生活保護費の関係ですけれども、29年度 に関しましては、入院されてる方がおられなくなったとか、大きな手術がなかったというところ で医療扶助のほうがかなり減ってると。ただ、当初予算の時点においては、やはりある程度予算

を確保してないと、年度途中で大きな病気をされて入院されて、手術をされてということになりますと、かなりの医療費の請求が来ますので、ある程度予算のほうを確保しながら、最終的には減額したということにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにありませんか。8番、板井降君。
- ○議員(8番 板井 隆君) 8番、板井です。先ほど細田議員のほうから地域おこし協力隊のことについて、これはみんなの里山活用事業だったんですけど、私は説明書の9ページです。新農業人研修支援事業というので2人の採用を、これも同じく地域おこし協力隊ということだったんですけれど、内容を見てみますと、南部町の基幹産業である農業、ましてや柿、梨という特産である担い手を募集していくという、今非常に担い手もなく、後を継いでいく人がない南部町の現状を何とか打開していこうという思いでの29年度だったと思うんですけれど、さっき企画監のほうからありましたように、あわせてどのような内容で募集をされ、状況の中には、問い合わせや申し込みあったが、採用該当者に至らなかったということで書いてあります。その具体的なことについて教えてほしいのと、30年度引き続き募集して、現状としてどういうふうになっているのかということも含めてお聞きしたいというふうに思います。

それから、こういったことに関してですけれど、やはり専決という部分に関していけば、これ 3月30日時点、5月31日の出納閉鎖によってこういったものが出てくると思うんですが、この協力隊とかは、やはりその時点である程度わかってくるんではないかなと思ってるんですけれど、その辺の流れといいますか、今の専決でなくてはいけなかったというような理由がもしありましたらばお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 産業課長、芝田卓巳君。
- **○産業課長(芝田 卓巳君)** 産業課長です。新農業人研修支援事業について回答させてもらいます。

先ほど企画監が答弁しましたように、タイミングというものもございます。たまたま昨年度に つきましては、いい方、マッチする方がおられなかったというのが現状でございます。

内容につきまして、詳しくといいますか述べさせてもらいます。申し込みが数件ございました。 例でいいますと、大阪の方、米子の男性、あるいは愛知の方、神奈川の方ということで、ざっと 4件ほど問い合わせがございましたが、中には農薬アレルギーを、あるとかいう個別の方もござ います。あと、そのお話をした中での今後の収入の見込み等いうので断念をされるとかいういろ いろな個別の要件がございまして、なかなか採用までには至らなかったというのが実情でござい ます。

今年度のことにつきまして補足説明させてもらいますと、今年度は施設野菜ということで、タイミングよくいい青年、こちらは大阪の方、出身なんですけれど、農業大学校を経られて20代前半の方が来られまして、この5月から働いて地域おこしとして活躍していただいておるところでございます。

それと、3月の補正に間に合わなかった、専決だないといけないかということなんですが、一応、ハローワークも通じまして随時募集ということで対応させてもらっております。いつ応募があるかもしれないということもありまして、こういう段階での専決ということでしておりますので御理解ください。以上です。

- 〇議長(秦 伊知郎君) ほかにありませんか。 8番、板井降君。
- ○議員(8番 板井 隆君) 8番、板井です。よくわかりました。

ただ、今、30年度ですか、施設野菜の方が1人おられた。非常にいいことだというふうに思いますけれど、やはり今、農業に関していえば、先ほど言ったように、柿、梨、この担い手というものが本当にいない、厳しい現状、木も老木化してくる。また、放置しておけばその周辺の環境も変わってくるということなんですけれど、そういったものに対する危機感というんですか、やはりそういったものを持ってでも、例えば協力隊の方にやはりもうちょっと何かを加えてでも、生活ができるような形にしてでも農業を守っていく、そういった姿勢も町としては必要ではないかなと思うんですけど、これは町長なのかもしれませんけれど、そういった面に関してどのような考えをして、今の基幹産業、特産を守っていこうという気持ちがあるのでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。今、板井議員のほうから言われた御質問は、来週からの一般 質問の中でもある問題です。概要だけ、私の考えだけ申し上げておきます。

私は、今の地域おこし協力隊に期待しないわけではないですけれども、非常に今の地域おこしは人数もふえてきましたし、さらに求人数と、ここでもやはり足りない状態が続いています。いい人材をどうやって集めるのかということが課題になっていまして、新たな取り組みがここでやはり必要なんじゃないかなと思っています。やはりその新たな取り組みというのは、きちんとした組織の中で育成した人たちとチームを組んで、果樹園だったら果樹園を守っていくとか、少し組織と人材ということでもう少し焦点を絞ってやらないと、単発的などこかから来た人に、じゃあ、ここの果樹園を任せましょうかというのは、これから先々非常にそのやり方は難しいなと思

っています。片方ではそういうこともやりながら、もう少し新たな取り組みということも考えていかなくちゃいけないんではないかなと思います。そういう連携できる組織だとかそういうことを模索していかなくちゃいけないなと思ってるとこです。

- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。
- ○議員(8番 板井 隆君) はい。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにありませんか。13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 一つは、先ほどどなたかの議員が言ったように、専決処分で出てくるという問題で、先ほどの地域おこし協力隊もそうですけども、例えば少人数学級の200万の減額ありますよね。これなんかも学級というのはもう年度当初にわかってたんじゃないか、それとも途中で変わったということですか、今、いわゆる専決で出てくるというのは。どういう理由だったのかなというのが知りたいというのが1つです。

それと、もう一つは、今回のやっぱ専決の特徴は、どの議員も指摘してるように、地域おこし協力隊のお金が十分使えなかったという問題、先ほど町長もお述べになっていたんですけれども、一方で、南部町では若い人が結構行き来してるよということも聞いたりすることがあるんですよ。ところが、この地域おこし協力隊が来ると言って来なかった、そういう期待してるわけでもないというの私も同感です。ここに頼ってだけでは1次産業等が守れていくわけないし、まちづくりできないというふうに思うんですね。あるいは、かといって、この地域おこし協力隊書いてあるように、都市部からの方を受け入れるというようなこと書いてあるわけですよ。受け入れても3年間が限度ですよね。この仕組みを、町長、先ほどおっしゃるように、使わないわけじゃないけど、ほかのことも考えてるというんですけども、平成30年度もやってますけども、そういう意味でいえば、地域おこし協力隊のあり方等を見直していくべきではないかなというふうに思うんですけども、その点、どのようにお考えでしょうか。

議会で見てて、3年間で若い人を受け入れるということは、3年間で自立させていかんといけんというとこで、いつも課題が出てくるわけですよね。その辺で見れば、例えば途中でやめた方や、来れなかった方がここに来ない理由では、私はヒントがあるんかなと思ったりするんですけども、そういうふうなことを何か分析してることってありますか。総じて南部町でうまいこといっていないいう点について、どのように問題があるかという点ですね。ここに頼らないというのわかったから、地域おこし協力隊等について、今までの取り組みの中からどこにどんな課題があるかというふうにつかんでいるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 抽象的な話をしてしまいましたけど、まず一番最初、総務省が始めたときには、やはり就職難をもとに非常に優秀な人材がたくさんちまたにおられて、その人材を地方の中で生かすということができたと思いますけれども、今の現在の状況を見ますと、非常にそういう人材をつかまえる、優秀な人材をつかまえるというのはかなりの競争になっています。組織といいますのは、今、私どものところに今回3人の方、来ていただきましたけど、そのうちの2人は、聞いてみれば、JASCAのつながりの連携の中で来ていただいた。やはり信用がおける人と信用のおける人とのつながりの中で、人は自分の暮らしだとか就職だとか、そういうことを考えるのはもっともな話でして、縁もゆかりもないところに百数十万円の給料があるから3年間働いてみるというのは非常に無謀だろうと思っています。そういうつながりをもう少し有機的に使えるような仕掛けというものを考えたほうが、これからの農業を考えていく上では優位じゃないのか、有効ではないのか、こういうことをこれから模索したいと思います。ただ、総務省のやるこの補助事業については優位な補助事業ですので、有効に利用したいとは思っております。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにありますか。(発言する者あり) 総務・学校教育課長、安達嘉也君。
- ○総務・学校教育課長(安達 嘉也君) 総務・学校教育課長です。先ほどの少人数学級対応の件についてですが、まず最初に、法勝寺中学校のほうです。中学校1年生、67名という予定でした。その場合、中学校1年生、33人学級がありますので、3学級の予定でありました。ただ、この場合、移動がありましたので、1名減ということが発生しまして、66名ということで2学級ということで、1学級減というような状況になりました。そういうような状況がありましたので、この場合、急なことでもありましたし、専決処分という形をとらせていただいております。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) これ29年度の予算ですよね。29年度の専決でしょう。聞きたかったのは、これ29年度の専決で時間がないというのは、3学級から2学級にするというのは、いつの時点のことだったんですか。

聞いてるのは、中身は、200万のこの制度というのは理解してるんですよ。これが途中でしたからこの専決になったのかということ。もうちょっと言えば、その事態がずっと続いとったんではないかなと思うんですよ、29年度は。その意味がちょっとわからんのです、何で今出てく

るのかというのが。ということが一つ。そういうことね。

それと、町長、ここで地域おこし協力隊は、とはいっても、国のいい制度だというんですよ。 国のいい制度というのは、町から見たらお金が来るいい制度なんですよ。そうですよね。人をよこしてくれ、人を自分で見つけないといけないし、いい制度ですけど、そのいい制度が、数年前からやってて、南部町ではいいようにいかなかったでしょとこっちが言ってるんです。それをどう考えてるかといったら、今の町長は、いい人材が来なかったと言ってるんですよ。そうですよね、優秀な人材が来なかった。今後は、JASCAにいるから信用あるので、それなりの方が来るだろうと言うんですけども、条件は一緒なんですよ。200万足らずのお金でやっていくところに、どうして優秀な人材を求めていく根拠あるんかということじゃないかと思うんですよ。そういう意味でいえば、町のあり方として、そこに軸足を置くのではなくて、変えていかなければいつまでたっても空振りの予算を使うことになってしまうと思いません。

とりわけ先ほど、農業はそうですけども、何とかデザイン大学には一番やりたいのがこれだと言ってたんですよ。空き家対策もそうだけども、一番やりたいデザイン大学のところをしっかりやりたいからこの会社をつくりたいんだと、こう言ってましたよね。ところが、そこを担う人がいなかったって予算が出てくるんですよ。そしたら私たちから見たら、それ一番やろうとしてたところで人がいなくて、それも専決でですよ、出てくるということは、一体何しとったんかなということになっちゃうんですよ、人がいなかっただけではなくって。取り組み自体ができてなかったのではないかというふうに思わざるを得ませんよね。そういうことに対して、ただ人がいなかっただけではなくて、ここに人が置けなかっただけで、町の施策としてどういうところが行き詰ってるのか。いなくてもいいんだったらもうつくらんかったらええん違います。何回も何回も時間かけてこういう審査するというのは、本当にいい意味があるのかなと思っちゃうんですよ。その点についてどうなんでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 企画監、中田達彦君。
- ○企画監(中田 達彦君) 企画監でございます。まず、里山デザイン大学の事業でございますけれども、議員おっしゃいましたように、なんぶ里山デザイン機構さんで、これぜひやりたい事業だということで、昨年度につきましても、この地域おこし協力隊の力はかりれなかったわけですけれども、プロパーのほうでしっかりと事業は進められてきております。

それから、ちょっと仕組み的な話を申し上げますと、これまで地域おこし協力隊に関する費用 ということで、減額もそうなんですけれども、報酬と、あとは旅費とか需用費、役務費というこ とで、役場のほうからこういった必要な経費をその都度支出して、研修に行きたいと言えば、じ ゃあ、役場の決裁をとって一回一回行ってくださいよというようなことをやってたんですけれども、今年度、30年度におきましては、ある程度そのあたり、協力隊の方に自由にやっていただきたい、やっていただきながらなりわいにつながるような取り組みを行っていただきたいということで、補助金というような形にしまして、地域おこし協力隊のほうに補助金を何回かに分けてお渡しするような制度を取り入れたところでございます。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。本来ですと生徒数が確定した段階で直近の 議会のほうで提案をさせていただくところが、最終的に今回専決ということでの提案になりまし たことにつきましては、おわび申し上げたいというふうに思います。速やかに提案をさせていた だくような格好で気をつけたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) こだわるようで申しわけないですけれども、先ほどの執行部の答弁では、いなかってもできたと言ってるんですよ。それつくらんかったらええやないですか。幾ら国からお金が来るといっても、そういう位置づけかということ聞いてるんですよ。そういう位置づけに議会が時間をかけて審査してるんですよ。そういうことでしょう。デザイン大学絶対したいから地域おこし協力隊入れてやるんだといって、いなくてもできましたよ。そしたら、いなかってできるんだったら、ほかに回したらいいことでしょ。わざわざ補助金つけてまですることないですよ。お金が今まで、そういうお金の使い方が不十分だったからといって、続かなかったということがあったわけですか、今回、今のを聞いてたら。そういうお金の使い方があったので、今度使いやすくしたらいてくれるかなということになったということですか。

この町の予算を見てたら、地域おこし協力隊来るもんは全部受けて、とにかく消化すればええやないかというけども、空回りに終わってるということは、少なくともやって、ここに事業するには人件費もかかってますからね。できなかったらできなかったなりのそれなりの総括というの要ると思うんですよ、1年ごとに。それなく、委員会での審査もなく、専決予算で落としますよでばさっと、こう来るんですよ。これ議会として非常に、審査をしてやってて予算を認めて、できなかったら専決で、十分な説明もなく切りましたよということでは予算立てる意味がないじゃないですか。ちょっと厳しいようですけども、そう思います。それで説明も、いなくてもできたというんだったらもう計上するな。どうですか。

○議長(秦 伊知郎君) 企画監、中田達彦君。

○企画監(中田 達彦君) 企画監でございます。済みません、ちょっと説明がうまく伝わってないようでして。

地域おこし協力隊の方に対する補助金の制度にしたというのは、議員が最初におっしゃられた、なかなかこれまで定着につながっていないという部分に対して、そこはこうしてこのように工夫をしていますということを申し上げたものでございます。

みんなの里山事業、里山デザイン大学については、プロパーでもできたではないかということなんですけれども、1年間やってきて、それなりにここで人は欲しかったし、アイデアも欲しかったところなんですけれども、そこはすごく工夫されてデザイン大学でやられてた部分だと思います。そこに外からの、そして若い人のアイデアというのを入れたかったという気持ちは去年も今も変わっておりませんし、この後もそのようにしていきたいと思ってます。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。 原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第38号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第38号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第13 議案第39号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第13、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを議 題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

〇副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定

により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、次のとおり専 決処分をする。平成30年3月30日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、岩田典弘君。
- ○町民生活課長(岩田 典弘君) 町民生活課長でございます。それでは、予算書をごらんいただき、説明させていただきます。 1 ページをごらんください。

.....

議案第39号

平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成29年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,909千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,505,753千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日

専決 南部町長陶山清孝

4ページの歳出から説明させていただきます。4ページの中ほどの歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。4,000万円を増額し、5,132万2,000円とするものでございます。これは基金への積み立てをするものでございます。

歳入でございますが、同じく4ページをごらんください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、 1目療養給付費等負担金1,463万6,000円を増額し、1億6,070万9,000円と するものでございます。療養給付費等負担金の増額によるものでございます。

1 1 款諸収入、2項雑入、1 目一般被保険者第三者行為納付金1,927万3,000円を増額し、1,927万4,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑ありませんか。
 - 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) これ29年度の国保の専決なんですけども、28年度の国保会計は、もう基金積み立てるお金はもちろんなかったし、ぎりぎりだったわけですよね。今回、そういう意味では4,000万近くを基金として残すことにできたというのは、主な理由というのはどこにあるんですか。

例えば、説明していただこうとすれば、いわゆる給付費ですよね、医療費がどうだったのか、 前年度とも、過去1年、2年比べて、今回出たというのはどうだったのかという点では、何らか の理由というのは考えつくことはできますか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、岩田典弘君。
- ○町民生活課長(岩田 典弘君) 町民生活課長でございます。平成29年度の保険給付費なんですけども、療養給付費と療養費、高額も全て含めたものですけども、29年度が9億2,558 万8,257円に対しまして、平成28年度、前年度が9億5,918万4,967円で、比較しまして3,359万6,710円の減になってるところがありますので、保険給付費が大きいと思っております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) わかりました。

それと、今回平成30年からはもう県に一本化されるということなんですけども、当初、基金 積み立て等、どうなるのかなといって、これは自分とこで持っていいし、そのことについては保 険税についても使っていいということで、町とすればこういうふうに基金としてためていくとい う方針だということに変わりないわけですね。その確認です。

それと、その確認と、とすれば今回、この予算で見る限りでは 4 , 0 0 0 万したんだけれども、 予備費のところにまだお金があるので、基金とすればまだふえる可能性というのあるわけですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、岩田典弘君。
- 〇町民生活課長(岩田 典弘君) 町民生活課長です。30年度の執行によってまたそれは変わってくるかとは思いますけども、今までいただいた負担金等が、また還付、返していくこともまだ未確定ですので、どのようになっていくかちょっと不確定というところもございます。
- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第39号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第14 議案第40号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第14、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

〇**副町長(松田 繁君)** 副町長でございます。それでは、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号))でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)について、次のとおり専決処分をする。平成30年3月30日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、岩田典弘君。
- ○町民生活課長(岩田 典弘君) 町民生活課長でございます。それでは、予算書をごらんいただき、説明させていただきます。 1ページ目をごらんください。

.....

議案第40号

平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入予算の補正) 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入予算補正」に よる。

平成30年3月30日

専決 南部町長陶山清孝

これは歳出実績に対しまして歳入が予算よりも少なかったために、不足が生じたものでござい ます。それで一般会計から繰り入れを行うものでございます。

3ページ目をごらんください。歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目 墓地使用料148万1,000円を減額し、52万6,000円とするものでございます。こち らは西伯墓苑及び円山墓地の使用料となっております。新規使用があったときにいただくもので ございます。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。148万1,0 00円を増額し、280万6,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第40号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第15 議案第41号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第15、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを議 題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

〇副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号))でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)について、次のとおり専決処分をする。 平成30年3月30日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 企画政策課長、田村誠君。
- 〇企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。太陽光発電事業特別会計について説明いた します。議案書の1ページ目でございますが、議案第41号、平成29年度南部町太陽光発電事 業特別会計補正予算(第2号)。

.....

議案第41号

平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,043千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日

專決 南部町長陶山清孝

.....

歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。予算書の5ページをお開きください。 1 款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費でございます。2,818万6,000円を増額 し、5,075万2,000円とするものでございます。主なものとしては、基金への積立金の増ということでございます。

2 款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費です。11万7,000円を増額し、259万7,000円とするものでございます。これはエネルギー関連の補助金の実績による増額というものでございます。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金です。100万円を減額しまして、ゼロ円ということでございます。これは住民公募債の中途解約がなかったということでございます。

次に、4款の予備費です。1項予備費、1目予備費。168万円を減額し、2万6,000円とするものでございます。これは予備費計上分も最大限基金へ積むというものでございます。

ちなみに、平成29年の基金の繰入額は3,810万円ということで、基金残高が総額で2億 1,240万円ということになっております。

次に、歳入のほうを御説明いたします。 4 ページです。主なものですけども、 2 款繰越金、 1 項繰越金、 1 目繰越金ということで 5 万 2 , 0 0 0 円を増額し、 5 万 3 , 0 0 0 円とするものです。

それから、3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入ということで2, 5 5 7 7 7 1 , 0 0 0 円を増額し、8, 3 8 9 万円とするものでございます。これは全て売電収入実績額というぐあいになります。

以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑はありませんか。 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 今、4ページを見て聞きます。歳入のところ、売電収入が補正前の額5,831万9,000円に対して、補正が2,557万1,000円、計画値より売電収入が上がったというふうに説明書でも書いています。これは町にとったらいいことですよね。そこで聞くんですが、計画値より2,557万1,000円多かったというのは、主にどうい

うことが理由だと考えるわけですか。計画値に対してふえたということ、何が考えられるんですか。例えば自然のこともありますが、どっかに売るところ変えたとか、それはないですよね。ちょっと説明してください。

- ○議長(秦 伊知郎君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。もともとのこの5,831万9,000円 という計画売電の算出の算出式がありまして、そこで当初の計画売電の額を決めるんですけども、 これが若干安全側に計画されている金額でございまして、日照条件等で今回のような実績額でプ ラスの方向に働くわけですけども、平成28年度も計画売電の算出式というのは変わらないので、

今回も基本となる予算額の5,831万9,000円という……(「変わらん」と呼ぶ者あり)はい、変わらんということでございます。実際に売電したときの単価や売電先は全く変わっておりませんが、日照の条件という好条件の中で上手な売電ができたというぐあいでございます。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。 原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第41号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第16 議案第42号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第16、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

〇副町長(松田 繁君) 副町長でございます。それでは、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第3号))でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)について、次のとおり専決処分をする。平成30年3月30日付でございます。

詳細につきましては、病院事務部長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長(中前三紀夫君) 病院事務部長でございます。補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

議案第42号、平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)です。

総則。第1条、平成29年度南部町病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的支出。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款病院事業費用、第1項医業費用を補正予定額3,223万5,000円減額し、 既決予定額と合わせまして23億8,168万4,000円とし、第3項特別損失に補正予定額 3,223万5,000円を増額補正をするものでございます。

続きまして、資本的収入。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,845万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補塡するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款資本的収入、補正予定額を22万6,000円を増額し、1億6,992万1,000円とするものでございます。内訳は、第4項固定資産売却収入による22万6,000円を増額補正をいたします。

4ページ、平成29年度南部町病院事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書及び5、6ページの予定貸借対照表につきましては、ごらんをいただき御確認をいただければというふうに思います。

そうしますと、7ページの平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)見積書により 内容を御説明をいたします。収益的支出でございます。1款病院事業費用、1項医業費用、5目 資産減耗費3,223万5,000円を、3項特別損失、1目その他特別損失に振りかえをいた します。これは電話交換機、ナースコール設備分の除却費が多額で、非経常的な場合に当たり、 平成29年度の経営費用を明確にするために補正をするものでございます。

次に、資本的収入です。 1 款資本的収入、 4 項固定資産売却収入に 2 2 万 6 , 0 0 0 円の増額をするものでございますが、これは医療機器整備で発生をした売却処理に伴うものでございます。以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑はありませんか。
 - 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) よくわからないのは、7ページを見て聞いています。今回、医業 費用の中にある資産減耗費と、次の3項のその他特別損失に振りかえるんだという中身わかるん

ですけども、その理由も先ほど言ったことわかるんですが、これは平成29年度だけに特定したことですか。そうではなくて、この電話交換機やナースコールが本来そもそもは、この特別損失に入ることのほうが明確に費用ができるということでするのか、その違い、ちょっと教えてください。

- ○議長(秦 伊知郎君) 病院事務部長、中前三紀夫君。
- ○病院事務部長(中前三紀夫君) 事務部長でございます。真壁議員さんおっしゃいますように、 大体、この固定資産除却費は営業費用として、通常は、一般の会社みたいな立場でいいますと営業費用として計上をするのが本来であります。ところが、先ほど申し上げましたように、固定資産の除却費の中で、金額が大きかったり、それから非経常的という表現をしましたけれども、このたびは、前回の議会だったと思いますけれども、電話の設備、あるいはナースコールの更新の必要性につきまして御審議をいただいてお認めをいただいた。そういう状況の中で、そういう費用につきましては、これはまさに非経常的な経費ということで、先ほども少し申し上げましたけれども、やはり営業成績という観点からしますと、それはまさに経常的な損失、いわゆる赤字額ではない。まさに非経常的な赤字額ということで、特別損失ということで処理をしていくということでございます。
- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) きっと言ってることが、私が思ってるとおりでいいのかなと。 要は、聞きたかったのは、こういうことを今後も建物、これをずっと特別損失ではなくて、そのときの経営状況見ながら入れかえするんだということ言ってるわけですか。それを知りたいんですよ、こっちが。そうじゃないですよね。ということは、この特別損失にこれを移して、今後こんなふうにすることのほうが適切だということでかえるんだということですね。それを知りたいんですよ、そこ。
- ○議長(秦 伊知郎君) 病院事務部長、中前三紀夫君。
- ○病院事務部長(中前三紀夫君) 事務部長でございます。このたびはナースコール、電話設備更新のものにつきましては、まだ耐用年数が相当数残っておるものでございます。しかしながら、先ほども言いましたけれども、以前の議会の中でも御説明申し上げました。部品も供給がございません。保守ももうしていただけません。そういう状況の中で、そういう電話システム、あるいはナースコールのシステムが破綻をした場合、機能することができないという状況の中で、更新を本年度させていただいたものです。

真壁議員さんおっしゃいますように、通常の耐用年数を過ぎたものにつきましては、それは1

割程度、10%程度、あるいは1円程度資産価値が残っているものについては、あくまでも粛々と除却費で処理をしていくということになろうかというふうに思います。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑ありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。 原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。 議案第42号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。 ここで休憩をとります。再開は3時50分にします。

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

日程第17 議案第43号 及び 日程第18 議案第44号

○議長(秦 伊知郎君) お諮りいたします。この際、日程第17、議案第43号、南部町放課後 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第18、 議案第44号、平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)を一括して説明を受けたいと思 いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第17、議案第43号及び日程第 18、議案第44号の提案説明をお願いいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○**副町長(松田 繁君)** 副町長でございます。それでは、議案第43号、南部町放課後児童健 全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。 次のとおり南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるも のでございます。

改正内容でございますが、条例の新旧対照表の一番最後、一番裏側の52ページをごらんください。厚生労働省令の改正に伴いまして、第11条第3項に規定しております放課後児童支援員の資格要件についての規定の一部改正を行うものでございます。

まず、第4号でございますが、これまでは「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」ということで規定しておりましたが、「教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」ということで、規定の明確化をするものでございます。

それから、もう一つが、第10号として新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」という規定を追加いたしまして、資格要件の拡大をするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、大塚壮君。
- ○総務課長(大塚 壮君) 総務課長でございます。それでは、補正予算書のほうから説明をさせていただきます。1ページ目です。

.....

議案第44号

平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)

平成30年度南部町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,060,316千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月15日

提出南部町長陶山清孝

.....

それでは、4ページをお開きください。2表、地方債の補正でございます。起債目的、複合施設整備事業債。限度額、4,730万円。起債方法、証書借り入れでございます。利率、償還の方法については記載のとおりでございます。これは複合施設建設、整備のための借り入れを追加するものでございます。

下段のほう、クリーンセンター改良事業でございます。起債限度額を1億9,890万円から 1億9,900万円に変更するものでございます。

次に、8ページをごらんください。歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費でございます。1,008万8,000円増額し、1億2,573万3,000円とするものです。これは主に旧家保存施設撤去事業の工事請負費並びに旧法勝寺高校跡地整備事業の委託料と工事請負費のものでございます。

同じく14目合併事業費です。5,397万8,000円増額し、9,378万4,000円とするものです。これにつきましては複合施設整備事業のうち、設計委託料と用地取得のためのものでございます。

9ページをごらんください。9ページにつきましては、5款農林水産業費、1項農業費、5目 農業振興費でございます。1,497万3,000円を増額し、1億6,853万9,000円 とするものです。これは農村振興公社が所有しているコンバインの故障により、新たにコンバインを購入するために公社への補助金を増額するものと、補助団体の増加による補助金の増額によるものでございます。

10ページをごらんください。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費でございます。 350万円を増額し、6, 604万4, 000円とするものです。これは除雪機器運転手を確保するため、運転に必要な資格を取得するための補助を行うもの、それと農業用トラクター等の除雪バケットを装備するための補助を行うものでございます。

同じく5項の公園費、1目の公園管理費でございます。227万7,000円を増額し、2,566万円とするものでございます。これは東西町スポーツ広場の附帯設備を整備するものでございます。

8 款消防費、1 項消防費、1 目非常備消防費でございます。 3 1 3 万 3 , 0 0 0 円を増額し、 2 , 8 8 3 万 7 , 0 0 0 円とするものでございます。これは消防団員の退職に伴う退職報償金の

増によるものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金です。1,271万3,000円増額し、2億2,521万9,000円とするものです。これは歳出側の農業振興費の増によるものでございます。

5目土木費県補助金でございます。100万円増額し、141万8,000円とするものでございます。これは歳出側の道路維持費の増額によるものでございます。

7ページをごらんください。 1 8 款繰入金、 2 項基金繰入金、 6 目地域振興基金繰入金でございます。 1 , 5 0 0 万円減額し、 2 , 5 0 0 万円とするものでございます。 2 これは先ほど来出ておりますけれども、 3 0 2 0

21款町債、1項町債、1目総務債です。4,730万円を増額するものでございます。これにつきましては複合施設に伴う合併特例債の借り入れ分でございます。

次に、12ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末の現在高見込み額は、 普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせて62億5,625万1,000円でございます。 私からは以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 提案説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもありますとおり、問題点のみについて行っていただきますよう にお願いいたします。

なお、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うことになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第43号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑ありますか。

10番、細田元教君。

- ○議員(10番 細田 元教君) この条例にこのように変わって、現実としてどれはどのように変わるのかだけ教えて、1点。
- ○議長(秦 伊知郎君) 子育で支援課長、仲田磨理子君。
- ○子育て支援課長(仲田磨理子君) 子育て支援課長でございます。今、放課後児童クラブの支援 員さんという方の資格についてですが、その研修を受ける要件というのが、支援員になれる要件 というのがございまして、それの中に教員免許を有する方というのは以前からもあったんですけ れども、今、教員の方の有効期間とか更新とかという規定ができておりまして、それにはかかわ らず、教員免許をお持ちの方はその資格が有するということをはっきりさせ、明確化という形で なっております。

それから、2つ目の5年以上の分ですけども、今まで高校卒業された方でないと支援員の研修を受ける資格ができないという規定があったんですけども、高校卒業された方ではなくても福祉施設とかそういう関連の施設で5年以上経験を有しておられて、南部町、町のほうでこの方は真面目な方で適正があるなということを認めれば、研修を受けていただいて支援員になれるという、今、支援員さんになってくださる方がなかなかないという現状もありまして、その要件を拡大するという改正でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。(「ちょっと1つ」と呼ぶ者あり)10番、細田元教君。
- ○議員(10番 細田 元教君) 今、課長の答弁で5年以上の放課後児童、要は5年以上放課後、子供さんに携わっているもんだと思って解釈したら、社会福祉事業にも適用になるんですね。例えば高齢者施設等に働いておったもんでも、こういうことになれば可能ということでいいでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 子育て支援課長、仲田磨理子君。
- ○子育て支援課長(仲田磨理子君) 子育て支援課長です。福祉事業ということですんで、関連福祉事業ということですので、その詳細についてはちょっとまだはっきり私も調べてきておりませんので、またお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) それでは、議案第44号、平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)、これはページを言ってから質問していただきますようによろしくお願いいたします。質問ございますか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) ページは予算書の、まず1点目は、7ページの繰入金のところで、 雑入の伯耆国「大山開山1300年祭」協働・連携事業補助24万8,000円というのが出て きていますよね。それで、今までうちの町はこの伯耆国大山の一連の分で、開山1300年でな く、大山の観光で幾らか負担してきてたと思うんですよ。

先日、新聞に出ていたのは、そのお金が、お金の使い方として不正な点が出てきたという新聞 報道がありましたよね、大山観光一連のね。そのときに、そういうときにそこの監査はどうする のかなと思ったんです。南部町かっていろいろお金出したり、こうしてると思うんですけれども、 その点について、今回一連に起こった内容について、町長はその団体から説明を受けているかと いうことを聞きたいんです、まず1点目。

2点目は、旧法勝寺高校跡地整備事業についてです。詳しいことは委員会で聞きますが、全協 等でも聞いていたことについて基本的なことをお聞きします。

まず第1点目、法勝寺高校跡地に地域共生拠点を整備するということで、障がい福祉サービス等も行うと言っていますが、放課後デイ、児童発達支援等、南部町内で存在しないもの、ないものをやっていくんだと言ってたんですけども、いろんな関連機関があると思いますが、ここに進出をしてくるJOCAについては、このような、今まで取り組んでるとことどのような協議をしてきているのかという点、協議しているのかということと、その点ですね。それと、基本的な考え方はどういうふうにしているのかということです、小規模保育のことも含めてですね。

特に小規模保育でいえば、陶山町長も御存じのように、3月議会でわかったのは、場所がないんじゃなくて、人がいないということがわかったわけですよね。ゼロ歳児、小規模保育して、2歳児とのところでは。保育士がいないから部屋があっても保育ができないということで定数に満たない状況が続いている。このような状態の中で場所をつくるというが、小規模保育をするというのですが、マッチしていないのではないかというふうに感じるんですが、その点どうなのかというとこですね。

それと、次は、スケジュールの中にある社会福祉施設等整備費補助金実施希望調査をするというんですけども、私たちの受けている情報の中では、JOCAが社会福祉施設等の整備ができる団体なのかということですよね。福祉法人等ではなくても社会福祉施設等の補助金というのはい

ただけるのでしょうか。そういう点からいえば、希望調査をしてやるというんですけども、この時点で、町が8,000万を出していくという時点で、もう福祉法人が補助金もらって建てるということは決まってるという内容になっちゃいますよね。これ今、国会で問題になってることと同じ構図じゃないかなと思うんですけれども、この点についてはどうなのかという点ですね。

それと、3つ目は、町校舎の解体と書いてありますが、これについては解体工事費が書いてありますが、公有財産売却収入がどれぐらい見込まれて、今後町とすれば、先ほどの全員協議会ではJOCAさんとも相談してというんですけれども、大豆加工所とあっこの倉庫については町が責任持ってしているものです。これ町長にお答えいただきたいんですけれども、今まで使ってるものを説明もなくほかのことが来るからやめるんだというんですけども、これについてはどのようにしようと思ってるのかということが要ると思いませんか。その点をお答えください。よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 町長です。私からは、大山観光とJOCAの大豆加工所との関連について御説明します。

私も大変心配しましたけど、大山観光の今問題になってる事案に対して、町からの補助金はこちらには行っていません。(発言する者あり)ええ、行っていないというぐあいに聞いています。それから、大豆加工所の問題、私も法勝寺を歩いていますといろいろな方につかまって、本当か、陶山というぐあいに言われてますけども、御心配のことだろうと思っています。30日に説明会をやりますので、その場でいろいろな問題が出てこようと思います。そのお話の中で、JOCAとの話の中でまだ不安だというようなことがありましたら、これについてはまた、町のほうでまた少し考えていかなくちゃいけない事案も出てこようと思います。まずは、JOCAが説明する内容についての様子を見て、その後、町としての対応を考えたいと、このように思っています。以上です。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 企画監、中田達彦君。
- ○企画監(中田 達彦君) 企画監でございます。真壁議員のほうから何点か。

まず1点目、障がい福祉サービスの事業所、JOCAが予定している事業について他の町内の事業所等と調整をされているかという御質問かと思います。こちらにつきましては現在こういったことをやりたいという予定で、幾つか事業を聞いておるところでございますけれども、まだ確定したものではございません。今後もJOCAのほうが事業の自主主体となって、そういったいろいろな事業所と話しをしていかれる場面もあるかと思いますけれども、町のほうとしましても

各関係課で連携をとりまして、フォローアップをしていきたいというふうに考えております。

2点目ですけれども、社会福祉施設等整備費補助金の関係でございます。こちら、JOCAが社会福祉法人ではない、公益社団法人でございます。けれども、この補助金の対象になるかどうかということでございますけれども、これ私も補助金の要綱の表を全て把握してるわけではないんですけれども、事業の内容によって交付対象というのが決まってるものだと思っております。社会福祉事業自体につきましては、公益社団法人という格であってもできる、できないものではないというふうに聞いております。県のほうに許認可が必要になる、場合によっては必要になることが出てくるようですけれども、必ずしも公益社団法人であるから社会福祉の事業ができないというものではないというふうに聞いております。

補助金の交付が決定しているんではないかというような御心配というかお話なんですけれども、これは全員協議会のほうでお配りした資料に書いてございますとおり、9月から10月に県のほうでこの実施希望調査を行われるということで、JOCAさんのほうでもこれに間に合うように設計等も詰めていきまして、申請をしていかれるというところでお伺いをしております。

もう一点、法勝寺高校跡地の土地の売却収入がどれくらいというところでございますけれども、 こちらも今後詰めていく必要があるところかなというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 詳細は、町長、委員会で聞くんですけども、町は、あなた方は予算出してきてるんですよ。だから、30日にJOCAの話を聞いてから決めましょうというもん違うんですよ。なぜかというと、何回も言ってるように、大豆加工所というのは町が持ってるもんだからです。町が産業課の事業としてやってきたことなんですよ。

そのことをみんなが心配しているのは、そのことが何の説明もなく、今回JOCAの土地を渡すのにそれをなくしてしまいますよと予算が出てくるもんだから言ってるんですよ。これはほかの議員も一般質問通告していますが、少なくとも議会の予算に上がっていることであり、一般質問で議員がしてることについて、JOCAがしてから考えましょうではないんです。町がやってることに対して大豆加工所どうするのかという問題を聞いてるんですよ。それが説明できなければ、今回、大豆加工所は今回30万どこに持っていくかも説明しないね。これでは住民に説明できないと思いませんか。それとも全部JOCAが30日にそれを説明するわけですか。この調子でいったら一般質問にも回答できないということですか。聞こえてると思いますので、次を言います。

それと、もう一つは、解体工事費に818万出しますと言っている一方で、でも、お金が幾ら

か入ってきますよといって言いながら、そのお金の説明ができない。これもおかしいと思いません。それ聞いてるんですよ。わかりましたと、わかったかどうかわかりませんが、整備に848万かけてきれいにして土地を売りますよと。経費かかるけども、これぐらいお金が入ってくると思うんですよと、どうしてそれが説明できないんですか。こういうことをやるから、町長、余計にやってることが見えなくなってきてると思いませんか。少なくとも、ある情報は、個人の財産を処分するのではないんですから、住民共通の財産を処分しようとしてるんですから、そのことについては見通しとしてはこうだということを公に言うというのが町長の責任じゃないですか。そげがなければ、補正予算を審議しても、一般質問しても空振りですよ、全部。そうではなくて、今できなければ、少なくとも今度の委員会までに一般質問等ありますから、そこでちゃんと答えを出すように。議長、言っとく。これでは住民に説明できないということです。言っときます。しっかりと協議していただきたい。JOCAの件についてそう言っておきますね。

次、同じことなんですよ。複合施設の問題ですけれども、これも私は、今度はいいでしょうか、総括質疑ということですけども、補正予算の6ページの事業別の見て言っていますが、ここに書いてあるのは、9億7, 904万の総額1, 800平米と想定して、どれぐらいの費用がかかるかという数字が出てきたんですよ。これ前回、特別委員会でもしてて出てきた金額ですね。それで、それをもとにして、補正予算の内容は複合施設整備のための設計及び用地取得を行います。設計委託が4, 371万9, 0000円、これについては特別委員会でも出ましたから公になってますね。また委員会で再度確認しましょう。

用地費の609万6,000円も、これも数字と金額が出ましたよね。ところが、だとすれば、今回、町が説明してくださらないといけないのは、当初予算の3月議会では9,000万円近くの予算を立てたのを、一旦議会運営委員会に出してきて、それを取りやめた経過があります。そこから見れば、約3分の2に予算が縮小されてるわけですよ。縮小されていますが、私たちが受けるのは、1,800平米という建物の面積は変わらずに、土地だけがどうも削られたということがわかってるんですよ。とすれば、どういう計画で土地を減らしてきたのかというその説明が要ると思いませんか。少なくともそれを出してくださらなければ、この金額を説明することにならないのではないでしょうか。この本会議は住民も見ています。

 なければ、やっていく中で増嵩が考えられるからです。何せ当初から1,800平米、全然変わりませんからね。そこを説明していただけませんか。

それと、もう一つには、前回の特別委員会いつでしたっけ、特別委員会には、議員には図面を配られました。それが諸般の事情があったと思うんですけども、回収されてしまいました。少なくともそれは町としての一応の目安を出したのではないかと思うんですね。それ等を再度議会に出していただきたいということについて、町長はどのようにお答えですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 企画監、中田達彦君。(「企画監には委員会で聞けるので、町長に聞き たいな」と呼ぶ者あり)
- ○企画監(中田 達彦君) 企画監でございます。まず、3月の議会で御提案させていただきました内容ですけれども、今年度当初予算につきましては15万5,000円ということで、複合施設の検討費用を提案いたしまして御承認をいただいたというところでございます。その後にパブリックコメント、あるいは複合施設の検討委員会というところも踏まえまして、このたび初めて予算を、この設計の予算、用地の予算、測量委託の予算等を計上させていただいたところでございます。以上でございます。
- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 3回目です。もう一回聞きます。町長、お答えくださいね。

ここでは、おっしゃるように議会に出たの15万やから、それまでのこと説明する必要ないよと言ってると思うんですよ。経過があります、経過が。検討委員会を何回も開いてきて、議会でも何回も検討委員会やっているんです。そういうことは通用しない。それで、皆さんも住民の声を聞いて縮小等を考えられたと思うんですよ。だとすれば、どういう考え方で土地を削ってきたのか。

それと、今この金額で想定している土地はどこの辺を見てるのかということの説明がどうしてできないんでしょうか。それを……(「個別だがん」と呼ぶ者あり)していただきたい。個別ではありません。大事なことですよ。(発言する者あり)だとすれば、そしたら、用地含めて609万6,000円の平米は幾らと見ているか。

それと、それを見込んで全体の計画している面積は幾らと見ているのか。それ答えられますね、今。それお答えください。そうでなければ、議会としてははっきりとしない中で予算を認めていくということになるんですよ。それをしていただきたい。そのことと、町長は今黙って座っていらっしゃいますが、先ほど2回目の質問でさせていただきましたJOCAのことも含めて、町がやってることだから町が説明しないといけないということについて、どうお答えですか。それを

しなければ、仮に反対の意見があろうとなかろうと、町として責任ある態度示さんといけないんですよ。

大豆加工所については、もう古くなったのでやめて、めぐみの里に行ってほしいというのか、 新たに考えましょうというのか、場所を設置したいというのか、いろんな話が出ていますよ。プレハブで建ってくれるのではないかという意見も住民から出ているわけですよ。それかJOCAの中にお願いしに行く、そういうこともあるのかという点で、現時点では町はどんなふうに考えてるのかということを説明しなければ、ようわからんけど予算認めてくれということやないですか、これでは。議会を甘く見たらいけんと思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。決して議会を甘く見てるつもりはございません。これだけは御確認いただきたいと思います。

大豆の問題は、ここの合併以来古くなったということは皆さんとも共有できてると思います。 年々、御利用になられる方も減ってきている。その中でどうしたものかということはここの中で 何度も出てきてましたし、さらには産業課としても、その都度その都度施設を維持しながら、そ のための補修もしてきたと、このように思っています。今、私がずばりと言えないのは、町とし ては今の場所に今度JOCAが来るんであれば、ぜひとも、そのJOCAの施設の一部を使って でも、この長年培われた、それに高齢化もされているようでございますので、ぜひその皆さんが、 みそづくりが主だと思いますけども、それを続けていかれるような組み合わせはできないのかと いうことは模索してるところでございます。

ただ、このやり方であれば、具体的に利用されている人とJOCAの方の意思がうまくつながらなければ、これはかなわないことだと思いますけれども、町長としてはそれを一つ期待したいと思ってます。皆さんがなれた土地の中でそういうことができれば、町としても一定の応援はできるんじゃないかと思っています。ただ、そのキャスティングボードを握ってるのは、やはり入ってくるJOCAがそういうやり方ならできるでしょうねということを言ってくれないとできないと思ってます。これが初めて出会って話ができるのが今度の30日だと思ってます。ぜひ、そういうぐあいになることを町長としては期待していますし、もしできなかった場合には、次の次善の策を町としても考えなくちゃいけないだろうと思っています。それは今の段階でどういう方法があるのか、プレハブを建てるのかだとか、別の施設の中にそういう機能を持たせるのだとか、これは次善の策でございますので、またこれは直接、今利用されている方と直接お話をしながら次の策を考えたいと思っているところです。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 複合施設についての回答が返ってませんので、よろしくお願いします。 企画監、中田達彦君。
- ○企画監(中田 達彦君) 企画監でございます。複合施設の土地をどこまで想定しているのかという御質問でございます。

全体としまして、今、複合施設と近くにあります小学校というのは一緒になるように使ってい きたいなというふうに考えているところでございます。

用地費単価等につきましては、これから地権者の方ともお話をさせていただかないといけない というところでもございますので、ちょっと詳細は控えさせていただきたいと思います。

あと、図面を回収したということでございます。こちらの図面につきましては、あくまでも検討の段階で、どれぐらいの土地の広さがあれば、今我々が考えている機能が入っていくのかというのを検討するためにつくったものでございまして、これが表に出るといいますか、これに引きずられて以後の設計がそれに偏ったものになるというのが、少し危惧をしているところがございますので、こちらについては口頭での御説明にはなりますけれども、そういったところで御理解をいただけたらと思います。以上でございます。(「金額が出ないということね、面積も出ないという」と呼ぶ者あり)

○議長(秦 伊知郎君) 質問をしてください。(「いや、もういけんで」と呼ぶ者あり)3回ですか。(「出ないのおかしい」「ああ言っとおなる、仕方ないがん」「委員会でいい」と呼ぶ者あり)

ほかに質問ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員(8番 板井 隆君) 8番、板井です。私は30年度の当初のときでもちょっと触れさせてもらったんですけれど、基金の使い方についてです。

今回、4件の基金の取り崩しがあるわけなんですけど、東西町のスポーツ広場、これは公共施設整備基金を繰り入れるということで、これはバイパスができるときに旧の運動場の買収費、それから移転補償費、そういったものがここに入っているから取り崩して整備をしていくんだというのはよくわかるんですけれど、あとのさくら基金ですね、これについてはふるさと納税で入ってきたものを、基金として積み上げたものを目的によって使っているわけなんですけれど、当初のときも結構そういった形での基金の取り崩しというものがあったわけなんですけど、今回も3件で約500万ですね、さくら基金を使うというような格好になってるんですけれど、財政が非常に厳しい中、また前に進めていかなくてはいけないという中で、基金を有効的な活用というの

はよくわかるんですけれど、その辺の基金の使い方について、前回もこの場で同じような質疑を させてもらってますけれど、もう一度、今度は新課長ですので聞いてみたいなというふうに思い ます。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 総務課長、大塚壮君。
- ○総務課長(大塚 壮君) 御質問いただきました。総務課長でございます。基金も数々目的基金から財政調整基金からいろいろあるわけでございますけれども、目的基金については目的があるところに使ってまいるという方針でございますし、それしかできないということでございます。それから、さくら基金につきましては、例えばさくらの維持管理であったりとか、あとは子供たちの育成であったり、寄附されるときのそれぞれの目的に合ったところに寄附をされるわけですので、その目的に合ったような使い方をしていくということになります。

それから、先ほど言われました公共施設の整備基金のほうですけれども、これから先発生します、それこそ維持改修とかそういったところが、かなりのお金をつくってくることになろうかというふうに思いますので、その辺を含めてバランスのいい基金、使わないことにはこしたことないんですけれども、バランスのいい使い方をしてまいりたいというふうに思ってます。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 8番、板井隆君。
- ○議員(8番 板井 隆君) 板井です。さっきのさくら基金の3件を見てみると、一般財源の 補正額というのは全部ゼロなんですね。せめて一般財源を半分、基金を半分とか、そういったや り方、そういったものもあるんではないかなと思うんですけれど、なぜこの基金を全て、そちら のほうに行くのか、そして一般財源をなぜ使わないのか、使うことができなかったのか、その辺 について答弁をお願いしたいと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 町長でございます。今回は、コンバインと子供たちのユニホームに使わせていただきました。さくら基金は目的基金の一つで、その中にこういうことに使ってほしいという名目が5つだったですかね、中にあります。そのお気持ちを有効に使うためには、やはり使わなければいけないと思っています。

特に今回買いますコンバインは小型で湿地帯に対して強いものをという要望がありました。いわゆるもうこの集団化、法人化が進むにつれて、農業公社がやる場所というのは極めて条件不利地、1度入ると泥沼のようなとこで出てこれないというようなことがたくさん出てきます。私は、本来であればこれはもっと広く呼びかけて、こういうことを南部町の里地の中で、農業が困ってるので助けてほしいというようなクラウドファンディングでもしながら、資金を募集するような

ことにするべきだと思いましたけれども、もう既に時間が余りない状況の中で、ここはやはり農業の未来のために基金を出していただいた皆さんの善意を使おうと思いました。もちろん、その中に半分はお返しとして一般財源が入っていますので、これにまた一般財源を乗せるということになりますと、かなりの支出になるということも考えて使いました。

それから、ユニホームは、これは皆さんも御反対はいただかないだろうと思ってます。子供たちが新たな少子化の中でやることですので、ぜひこれは御理解いただけるだろうと、自信を持って上げましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 8番、板井隆君。
- ○議員(8番 板井 隆君) 私、使い方が悪いと言ってるわけだないです。必要なものばかりです。ただ、基金というものをやはり大事に使わなくちゃいけないというのは、もちろん町長、わかってもらってると思うんですけれど、確かに返礼品で半額はこの中から使った中の残った基金を使うということからすれば、先ほど言われるように、もう一般財源も使われてるんだということになるかもしれませんけれど、やはり基金をしっかりと残しながら財政運営をしていく、最終的に一般財源が余れば基金に積んでいくということにはなるとは思うんですけれど、そういったとろはちょっと最近目立つというふうに私は思ってるもので、そういったような質疑をさせていただきました。最後は意見です。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。
- ○議員(8番 板井 隆君) はい。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) ないようですので、以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしま した。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた します。

18日、月曜日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしくお願いいたします。長時間、大変御苦労さんでした。以上で終わります。

午後4時34分散会